

3月31日 安定ヨウ素剤の事前配布を求める政府交渉での確認点

3月31日、参議院議員会館にて、安定ヨウ素剤の事前配布を求める院内集会と政府交渉を行いました。以下に、佐賀県に關係の深い問題について、交渉での確認点を紹介します。

○交渉主催：鹿児島・佐賀・鳥取・福井・京都・兵庫・大阪・首都圏の市民団体

○国側の出席者：

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付参事官補佐 林田浩一氏
原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課
樋口英俊氏 防災専門職、外1名

1. 離島や災害等で孤立する可能性のある地域での事前配布について

- (1) 離島や避難が困難な地域では「自治体が必要性を判断すれば事前配布をしてもいい」。規制庁は、自治体が必要性を判断すれば基本的に認めると回答。
- (2) このような地域に自治体が事前配布したい場合、
「国は拒否する権限も、拒否の基準もない。協議します」（内閣府）
- (3) このような地域に事前配布を要望された場合
「『証拠』がないからと門前払いすることはない」（内閣府）
- (4) 佐賀県からは、離島等への事前配布の要望は来ていない。
「佐賀県から離島も事前配布すべきだ、議論しましょうといったことは上がってきていない」（内閣府）
- (5) 「まずは佐賀県から国に要望してもらわないと進まない」（内閣府）
- (6) 玄海原発から30km圏内の鷹島（長崎県）は、避難の際に原発に近づくことになるため、長崎県から要望があり、島民に事前配布している。（内閣府）

2. 学校・幼稚園等の避難弱者の施設での備蓄について

- (1) 規制庁のガイドライン^{※1}で学校・幼稚園等の要援護者施設への備蓄は「必要」「必要性が高い」等と示しているが、これらは「例示」としてあげたもの。
(※1「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁）
- (2) 幼稚園等を例示としてあげたのは「小さい子どもは放射線の感受性が高いから」（規制庁）
- (3) 学校や幼稚園での備蓄は、早く配るためには必要。
「当然できるだけ早く配ろうということであれば、そこ（幼稚園等）に置いておくということが一番の結論ではないかと考えますので、そのように自治体に説明はしていきたい」（内閣府）
- (4) 幼稚園・保育所等に通っていない子どもたちへの事前配布は、自治体が必要と判断すれば事前配布していい。
「はい。してはいけないと言っている訳ではなく、調整してやっていただければと思います」（規制庁）

2017年4月7日

連絡先：玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 090-3949-2103（永野）